

宗教学法人興福寺境内墓地「梅花苑」管理規定

第一章 総則

(目的)

第一条 本規約は、宗教学法人興福寺（以下、当寺という）が、滋賀県東近江市の興福寺寺域内に設置する境内墓地（以下、この墓地という）の管理等に関し必要な事項を定めることで、円滑な管理運営がなされることを目的とする。

(管理者)

第二条 この墓地は当寺住職（代表役員）が管理する。

(使用者資格)

第三条 この墓地の使用者は、当寺の「檀家（花園会員）」および「信徒」とする。ただし、管理者の判断によって、特別に使用を認めることも可能とする。

第四条

前条の規定により、使用を認められた者は、それまでの宗旨に関わらず使用できるが、この墓地の祭祀は管理者である当寺住職が行なうを原則とする。

2 この規約制定前からこの墓地を使用する者は、規約制定後は、この規約に従って使用を継続する。

(権利の譲渡の禁止)

第五条 この墓地の使用権は家系相続者以外に譲渡してはならない。但し、管理者が止むを得ない事情を認められた時はこの限りでない。

(使用の申請と許可)

第六条 この墓地の使用を新規に希望する者は、管理者に申し出て使用許可を得なければならない。また管理者が必要に応じて求める書類等があれば、提出しなければならない。

(納骨の条件)

第七条 この墓地には、原則として遺骨以外は納めることができない。

(使用料)

第八条 この墓地の使用を許可された者は、管理者に使用料を納める。金額は別に定めるとおりとする。

(管理料)

第九条 この墓地を使用する「信徒」は、別に定める管理料を納めなければならない。

2 管理料は、毎年二月末日までに、管理者の指定する講座への振り込み、または管理者へ持参して納付する。

3 管理者は社会状況等を考慮して、使用料や管理料を改定することができる。

第二章 墓地の管理等

(管理者による改葬)

第十条 次の場合、管理者は使用者の使用許可を取消し、墓地を他地へ改葬又は無縁塔に合祀し跡地を返還させるものとする。

- (1) 信仰の相違から他宗教に更めた時、又当寺が祭祀の行事を拒否する宗教に転宗した時。
- (2) 使用者が管理料を五年以上支払わない場合、続いてその後三年を経過して申し出のない時。

(3) 目的以外に使用した時。

(4) 本規約に違反したり、使用を認めるに相応しくない行為を行ない、管理者が改善を求めたにもかかわらず、それに従わない場合。

(遺骨等の返還)

第十一条 前条の規定により改葬を行なった場合は、改葬した遺骨等について、後から返還を求めることはできない。

(使用权の返還)

第十二条 使用者がこの墓地の使用权を返還するときは、予め管理者に届け出なければならない。

2 前項の場合、如何なる理由があろうとも、使用料や管理料等は返還されない。

3 使用权の返還に伴い、改葬や墳墓撤去等が必要になった場合は、使用者の責任でこれを行なう。

(使用权の継承)

第十三条 死亡その他の事由により祭祀を主宰する者(家系相続者)が変更の時、次の祭祀を主宰する者(家系相続者)が申し出て管理者の許可を受けて承継する。

(使用者の義務)

第十四条 使用者は、以下の義務を必要とする。

(1) 使用者が埋骨する時、墓地埋葬取締条例並びに法律及公序良俗の慣習に従うこと。

(2) 使用者が埋骨する時、火葬(埋葬)許可証又は改葬許可証を添え管理者に届け出ること。

(3) 使用者は埋骨時に遺骨故人の死亡年月日、法名、俗名、続柄、生年月日を管理者に届け出ること。

(4) 使用者が本籍又は住所・氏名・電話番号を変更した時、直ちに届け出ること。

(5) 墓地の工作物の構築及改修する時は、使用者の負担とする。ただし、事前に設計内容を明示して管理者の許可を受けること。

(6) 墓塔の高さ(基礎を含む)は、一八五センチメートルを限度とする。但し、旧来の墓地はこの限りではない。区画は、管理人が定めるものによる。

(7) その他、墓石等の工事に關しては(業者も含め)事前に管理者と相談の上進めること。

(8) 墓地使用者は、墓地内の清浄を保ち他の墓地の尊厳を害し、又、管理者の許可なくして植樹、構築物等を設けてはならない。

(事故・不測の事態等)

第十五条 墓地使用中に生じた事故、天災による墓石の損傷等、管理者の責に帰さない損害については、管理者は賠償の責を負わない。

(規約に定めなき事項)

第十六条 本規約に定めのない事項については、法令の定めるところによるほか、管理者と使用者が誠意をもって解決をはかることとする。

(規約の変更)

第十七条 本規約の修正加除の必要が生じた時は、当寺責任役員会の議決により行なう。

付則

(1) 本規約は令和二年二月一日より施行する。